

湯河原町火葬料に対する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、火葬料（真鶴聖苑以外の施設を使用する場合の火葬料）に対する補助金の交付に関し必要な事項を定める。

(交付対象範囲)

第2条 この要綱における補助金の交付対象は、本町に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）及び外国人登録法（昭和27年法律第125号）により登録されている者が死亡し、火葬に付した場合で、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 死亡した者の3親等以内の親族で、その者の葬祭を主として行つた者
- (2) 死亡した者の生存中の日常生活において常時介護をしていた者のうち、その葬祭を主として行つた者
- (3) 死亡した者に、補助金の交付を受けるべき前各号に該当する者がいない場合には、その葬祭を主として行つた者で町長が介護者と認めた者

(補助額)

第3条 この要綱により町長が交付する補助金は、別表に定める額（以下「補助額」という。）とする。ただし、火葬に要した費用が補助額に達しないときは、その使用に要した額、上回るときは補助額を限度として交付する。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、火葬料補助金交付申請書（別記様式第1号）に、火葬したことを証する書類を添付又は提示し、申請しなければならない。

(交付の決定)

第5条 町長は前条の交付申請があつたときは、適当と認める者について火葬料補助金交付決定通知書（別記様式第2号）を交付する。

(補助金の不交付)

第6条 補助金の受給の事由が生じた日から2か月以内に町長に第4条に規定する交付の申請がなかつたときは、補助金は交付しない。

(補助金の返還)

第7条 町長は、偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けた者がある場合は、その者に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

	補 助 額
12歳以上	32,000円
12歳未満又は死産（胎）児	16,000円
身体の一部	5,000円